

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 30 年 2 月 15 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

国民年金関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700208号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1700025号

第1 結論

昭和53年7月から昭和61年3月までの請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年7月から昭和61年3月まで

私は、結婚して出産のために会社を退職し、国民年金に任意加入した際、顔見知りのA市役所の職員から付加年金について将来の年金受給にプラスになると説明を受け、請求期間における付加保険料を含めた国民年金保険料を納付したのに、その付加保険料が未納とされていることに納得できない。調査の上、請求期間について付加保険料の納付済期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)によると、請求期間のうち、昭和53年7月から昭和57年3月までの期間は定額保険料納付と記録され、昭和57年4月から昭和60年3月までの期間は、ゴム印で「前納」と記録されており、同じくゴム印で記録された前納保険料額には付加保険料が含まれていないことから、当該期間に付加保険料が納付された形跡は見当たらない。

また、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿の検認記録欄によると、請求期間は定額保険料納付と記録されているとともに、昭和57年度から昭和59年度までの期間は、ゴム印で「前納」とのみ記録されており、請求期間に付加保険料が納付された形跡は見当たらない。

さらに、請求者の請求期間と同時期に付加保険料を納付していた他の被保険者に係るA市の国民年金被保険者名簿の備考欄には、日付印と「附加年金」加入のゴム印が確認できるところ、請求者に係る上記の当該名簿の備考欄には付加年金に加入した旨の記載がない。

加えて、請求者は、国民年金に任意加入した際、A市役所の職員から付加年金について説明を受けたとして具体的に職員2名の名前を挙げているが、A市の担当者は、その両名は既に退職し、亡くなっていると陳述しており、請求期間における付加年金の申出の状況を確認することができない上、請求期間は93か月と長期間であり、行政において長期間にわたり記録管理

を誤り続けるとは考え難い。

このほか、請求者が請求期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。